

データ提供利用個別規定

発行日：令和7年4月18日

第1条 本規約の目的

この個別規定（以下、「本規約」という。）は、大分県畜産デジタル推進協議会（以下、「協議会」という。）が運営する「大分県畜産共通システム」（以下、「本システム」という。）が提供するデータ連携基盤を利用し、データ等を提供する者（以下、「データ提供者」という。）およびデータ等を取得し利用する者（以下、「データ利用者」という。）ならびに協議会との間で合意ないし承知していただくべき事項を定めることを目的とし、「大分県畜産共通システム」利用規約第2条第3項の個別規定として定めるものです。

第2条 データ等の利用目的

- 1 データ提供者から本システムへ提供されるデータ等は、次に掲げる目的により利用し、またはデータ利用者への提供に供されることとします。
 - （1）協議会および協議会から本システムの運用を委託された者が、本システムを適正に管理・運用し、本システムの利用者に適正かつ円滑にサービスを提供するため。
 - （2）肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）に基づき、都道府県知事の指定を受けた協会および協会から事務委託を受けた団体が行う生産者補給交付金の交付に関する業務等を適正かつ円滑に執行するため。
 - （3）牛の個体識別のための情報の管理および伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）に定める牛の管理者および管理者に代わって届出を行う旨の確認を受けた者が行う届出に関する業務を適正かつ円滑に執行するため。
 - （4）農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）に基づき、農業共済組合および農業共済組合から業務の委託を受けた団体が行う家畜共済に関する事務を適正かつ円滑に執行するため。
 - （5）家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）に基づき、都道府県知事の登録を受けた市場開設者および開設者から事務委託を受けた団体が行う家畜市場の運営に関する業務を適正かつ円滑に執行するため。
 - （6）家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づき、農林水産大臣の承認を受けた家畜登録機関および家畜登録機関から事務委託を受けた団体が行う家畜登録に関する業務を適正かつ円滑に執行するため。
 - （7）家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に基づき、地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。）の発生予防およびまん延防止に関する業務を適正かつ円滑に執行するため。
 - （8）農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）に基づき、普及指導員が行う協同

農業普及事業の実施に関する業務を適正かつ円滑に執行するため。

(9) 畜産農家が、第2号から第7号に係る申請、届出、報告、その他規定により定める手続きを適正かつ円滑に実施するため。

(10) 別途データ提供に係る同意書の定めるところにより、大分県内の畜産農家および関係団体が自らに帰属するデータ等を相互に活用し、もって大分県の畜産振興と持続可能な発展を図るため。

2 データ利用者は、本規約に定める義務の履行と責任に関する内容を承諾した上、前項各号に掲げる目的により本システムから取得した提供データを利用することとします。

第3条 データの提供方法

- 1 データ提供者は、自らに付与されたアカウントのアクセス権限に基づき、本システムの利用マニュアルに定めるところにより所定のページにアクセスし、所定の項目を入力もしくは所定のファイルをアップロードすることにより、データを提供することとします。
- 2 データ提供者は、知的財産、営業秘密、限定提供データ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（以下、「個人情報保護法」という。）に定める個人情報および個人データ（以下、「個人情報等」といいます。）を含んだ提供データを本システムに提供する場合には、事前にその旨および該当する項目を協議会に明示するものとします。ただし、提供データの項目があらかじめ指定されている場合はこの限りではありません。
- 3 データ提供者は、提供データの全部または一部を改ざんして、提供データを本システムに提供してはなりません。なお、「改ざん」とは、事実と異なる改変を加えることをいいます。

第4条 提供データに対する保証・非保証

- 1 データ提供者は、適法かつ適切な方法によって提供データが取得されたものであることを表明し、保証するものとします。
- 2 データ提供者は、提供データの中に第三者（以下「当初取得者」という。）に帰属するデータ（以下「当初データ」という。）を含む場合は、当初取得者から当初データを本規約に基づき利用し、かつ利用許諾をする権限を付与されていることを表明し、保証するものとします。
- 3 データ提供者は、提供データの中に個人情報等を含んだデータがある場合には、提供データの生成、取得および提供等について、個人情報保護法に定められた手続を履践していることを保証するものとします。
- 4 協議会は、データ提供者から提供される提供データの正確性、完全性（提供データに瑕疵またはバグがないことを含む。）、安全性（提供データがウィルスに感染していないことを含む。）、有効性（本目的への適合性を満たしていることを含む。）、提供データが第三者の知的財産権またはその他の権利を侵害しないこと、提供データが継続してデータ利用

者に提供されることをいづれも保証しません。

第5条 データ利用者へのデータ提供

- 1 データ提供者から提供された提供データは、データ利用者のアカウントに付与されたアクセス権限に基づき、その一部またはすべてがデータ利用者への提供に供されるものとし、利用期間は原則として無期限とします。
- 2 データ利用者は、本規約に定める義務の履行と責任に関する内容を承諾した上、自らに付与されたアカウントのアクセス権限に基づき、所定のページから本システムがクラウド上で管理するデータ・サーバにアクセスし、当該サーバに格納されている提供データを取得するものとします。
- 3 データ利用者に対する本システム上の管理画面の設定（データ利用者に対するアカウントの付与およびアクセス権限の設定を含みますが、これに限りません。）は、データ提供者と協議会の合意に基づき、協議会の責任により行うものとします。
- 4 データ提供者は、自らに帰属する提供データについて、いつでもデータの削除、消去または利用の停止を求めることができます。ただし、当該データが、第2条第1項第1号から第7号および第9号に掲げる申請・届出の目的により利用されている場合はこの限りではありません。
- 5 データ提供者は、契約解除時まで本システムに提供していた提供データの継続的利用を異議なく承諾し、無償で継続的に利用することを許諾するものとします。

第6条 派生データ等の取扱い

- 1 協議会は、第2条第1項各号の目的を達成し、または達成に必要なサービスをデータ利用者に提供するため、提供データの加工、分析、編集、統合、抽象化等（個人情報の匿名加工を含みますが、これに限りません。）を実施し、新たなデータもしくはデータ群（以下、「派生データ」といいます。）を作成することができるものとします。
- 2 データ利用者は、本システム上の管理画面の設定により付与されるアクセス権限により、本規約に定める義務の履行と責任に関する内容を承諾した上、第2条第1項各号に掲げる目的により派生データの一部またはすべてを利用することができます。
- 3 派生データの作成または利用に関し、新たに創出された著作権および産業財産権を受ける権利の帰属は、当事者間で別途協議し、決定することとします。

第7条 データ利用者の責任等

- 1 データ利用者は、提供データおよび派生データを他の情報またはデータと明確に区別し、我が国において一般にデータ保管のために用いられるシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティおよびバックアップ体制を備えるなど、善良な管理者の注意をもって管理・保管するとともに、秘密として保持し、第三者への開示、および第三者の利用

に供してはなりません。

- 2 データ利用者は、個人情報等を含む提供データ等を取得した場合には、個人情報保護法を順守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 3 データ利用者は、自らの情報管理に第三者のシステムを利用し、当該システムの運営または管理を当該第三者またはその他の第三者に委託する場合には、当該システムの運営・管理会社に対して適切な監督を行わなければなりません。

第8条 協議会の運営責任等

- 1 協議会は、提供データおよび派生データを他の情報またはデータと明確に区別し、我が国において一般にデータ保管のために用いられるシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティおよびバックアップ体制を備えることにより、本システムを適切に管理するものとします。
- 2 協議会は、個人情報等を含む提供データ等が提供された場合には、個人情報保護法を順守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 3 協議会は、自らの情報管理に第三者のシステムを利用し、当該システムの運営または管理を当該第三者またはその他の第三者に委託する場合には、当該システムの運営・管理会社に対して適切な監督を行わなければなりません。
- 4 データ利用者が本規約に違反する利用をしている場合、またはその疑いがある場合、協議会はその事実について確認を行うとともに、協議会は当該データ利用者に対してその違反の是正を求め、その違反が是正されない場合には、当該データ利用者に対する本システムの利用停止その他の適切な措置を講ずることとします。

第9条 データ漏えい等の場合の対応および責任

- 1 データ利用者は、本システムが提供するデータの漏えい、喪失、データ提供者の許諾を得ない第三者提供、目的外利用等、本規約に違反する利用（以下、これらを総称して「漏えい等」という。）を発見した場合、または漏えい等が合理的に疑われる場合は、直ちに協議会にその旨を通知するとともに、協議会と協力して事実の有無を確認し、提供データの漏えい等または派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討し、協議会へ報告しなければなりません。
- 2 協議会は、漏えい等を発見した場合、または漏えい等が合理的に疑われる場合、または前項の規定により通知を受けた場合は、直ちにデータ提供者にその旨を通知するとともに、事実の有無を確認し、提供データの漏えい等または派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討し、その内容をデータ提供者に共有しなければなりません。
- 3 協議会およびデータ利用者は、漏えい等が発生し、または漏えい等が発生した可能性のある提供データまたは派生データに個人情報等が含まれている場合、個人情報保護委員

会に対してその旨報告し、個人情報保護委員会の指示に従わなくてはなりません。

- 4 データ提供者が提供した提供データに第三者の知的財産権その他の権利の対象となるデータが含まれる等、データ利用者の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、データ提供者は速やかに協議会に対してその旨を通知した上、データ提供者は協議会と連携し、当該第三者の許諾を得ることまたは問題とされているデータを除去する措置を講じること等により、データ利用者が提供を受けたデータの利用権限を行使できるよう努めることとします。
- 5 データ提供者は、本システムが提供するサービスの中断、停止、終了、利用不能、変更又は本システムの不具合、その他協議会のコントロールの及ばない事象により提供データまたは派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、協議会に対していかなる損害賠償をも請求しないものとします。ただし、本規定は協議会が第8条各項で求められる協議会の運営責任等を果たしていたことを立証した場合に限り適用されるものとします。